

議案第163号

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表第1 荷役機械の項中「揚力40トン（電動機、重量物用橋型） 51,300円」を削り、同表中ゲート付荷さばき施設附設事務所の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1中ゲート付荷さばき施設附設事務所の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

荷役機械及び荷さばき施設附設事務所の一部の廃止に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市港湾施設条例 (抄)

別表第 1 (第17条関係)

省 略	省 略
荷役機械	起重機 1 台30分につき 省 略 <u>揚力40トン (電動機、重量物用橋型) 51,300円</u>
省 略	省 略
<u>ゲート付荷</u> <u>さばき施設</u> <u>附設事務所</u>	<u>1 平方メートルまでごとに 1 日 25円15銭</u>
省 略	省 略

備考 省 略